

午前午後時分受付

離婚届

令和年 月 日 届出

大阪府寝屋川市長 殿

受理令和年 月 日

第 号

送付令和年 月 日

第 号

書類調査戸籍記載記載調査調査票附票住民票通知

(よみかた)夫おおさかたろう妻おおさかはなこ

氏名大阪太郎大阪花子

生年月日平成元年3月1日平成2年6月3日

住所大阪府寝屋川市本町大阪市中心区谷町1丁目

1番1号230番地

世帯主の氏名大阪太郎大阪花子

本籍東京都千代田区平河町1丁目14番地番大阪太郎

父母及び養父母の氏名父母との続柄

夫の父乙川鉄男続き柄長男妻の父甲野義一続き柄二女

母桜野梅子

養父大阪一郎続き柄養子

養母幸子

離婚の種別

☒協議離婚☐調停☐審判

年 月 日成立

☐和解☐請求の認諾☐判決

年 月 日成立

年 月 日認諾

年 月 日確定

年 月 日確定

婚姻前の氏に

☐夫は☒もとの戸籍にもどる☐新しい戸籍をつくる

(よみかた)こうのよしかず

もどる者の本籍大阪府枚方市大垣内町10番地番甲野義一

未成年の子の氏名

夫が親権を行う子大阪義太郎妻が親権を行う子大阪春子

同居の期間

平成28年5月から平成30年2月まで

(同居を始めたとき)

(別居したとき)

別居する前の住所

大阪府寝屋川市本町1番地番1号

別居する前の世帯のおもな仕事と

☐1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯

☐2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯

☐3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)

☒4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)

☐5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯

☐6.仕事をしている者のいない世帯

(国勢調査の年…年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)

夫妻の職業

夫の職業

妻の職業

その他

届出人署名(※押印は任意)

夫大阪太郎印

妻大阪花子印

事件簿番号

○署名は必ず本人が自署してください。

住所を定めた年月日

昭平令

記入の必要はありません

夫

持参人届出人・使用者

確認通知

免・バ・保()

妻

持参人届出人・使用者

確認通知

免・バ・保()

記入の必要はありません

不受理申出

☐確認済

☐確認不要

記入の必要はありません

連絡先

(昼間連絡が取れるところ)

(夫・妻)

自宅・勤務先・携帯

() - 番

記入の注意

消せるボールペンで書かないでください。

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

本籍地でない市区町村役場に提出するときは、2通または3通提出してください(市区町村役場が相当と認めたときは、1通で足りることもあります。)。また、そのさい戸籍謄本1通もあわせて提出してください。

そのほかに必要なもの

調停離婚のとき→調停調書の謄本

審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書

和解離婚のとき→和解調書の謄本

認諾離婚のとき→認諾調書の謄本

判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

戸籍法の改正に伴い、令和6年3月1日から戸籍謄本又は、戸籍全部事項証明の添付が不要となりました。

証人(協議離婚のときだけ必要です)

署名(※押印は任意)

乙川一雄印

丙野和子印

生年月日

昭和38年3月5日

昭和40年6月10日

住所

大阪市中心区赤川

大阪市中心区天満

1丁目2番1号

1丁目16番1号

本籍

大阪市中心区大宮

大阪市中心区日本橋筋

1丁目102番1

1丁目129番

○証人は成人の方が2人必要です。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

婚姻中の本籍を書いてください。

今後とも離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。この場合にはこの離婚届と同時に「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」を提出する必要があります。

親権者を定めるだけでは子供の戸籍は変わりません。(家庭裁判所の許可と入籍届が必要です。)

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

◎《届出人の本人確認について》

寝屋川市では虚偽の届出防止のため、届出人の本人確認を実施しています。運転免許証やパスポートなど、本人確認ができるものをご持参ください。なお、本人確認書類をお持ちでない方でも届出はできますので、窓口にお申し出ください。

○届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。